

事務連絡

令和5年9月20日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局水道課
水道計画指導室

水道基盤強化計画を定めた際の報告・公表等について

各都道府県におかれては、「水道事業における広域化の更なる推進等について」（令和5年4月25日付）等に基づき、「水道広域化推進プラン」に記載した広域化の具体的取組を推進いただき、御礼申し上げます。

昨今、各都道府県における広域化の取組の進捗に伴って、水道法第5条の3第1項の規定に基づく「水道基盤強化計画」（以下、「計画」という。）の策定事例が報告されていますことから、改めて、計画を定めた際の報告・公表等について、下記のとおり周知いたします。

なお、計画変更した場合につきましても、報告・公表等の規定が準用されることを申し添えます。

記

1. 厚生労働大臣への報告

都道府県は、水道基盤強化計画を定めたときは、遅延なく、厚生労働大臣へ報告すること。（水道法第5条の3第8項）

2. 関係者への通知

都道府県は、水道基盤強化計画を定めたときは、遅延なく、計画区域内の市町村並びに計画区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者へ通知すること。（水道法第5条の3第8項）

3. 策定時の公表

都道府県は、水道基盤強化計画を定めたときは、これを公表するよう努めること。（水道法第5条の3第9項）

以上

【参考1】水道基盤強化計画の策定状況

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/seibi/index_00008.html

【参考2】水道基盤強化計画に関する過去の通知等（下記 URL より閲覧可能）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/jimuren.html>

- ・（事務連絡）「水道事業における広域化の更なる推進等について」（令和5年4月25日付）
- ・（課長通知）「水道基盤強化計画の策定について」（令和元年9月30日付）
- ・（課長通知）「水道基盤強化計画、都道府県水道ビジョン及び水道広域化推進プランの関係性について」（令和元年9月30日付）

【参考3】先進・優良事例の紹介

- ・「令和2年度水道事業の統合と施設の再構築、水道基盤強化に向けた優良事例等調査一式（広域連携及び官民連携の推進に関する調査）」（令和3年3月厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/shingi/kanmin_00009.html

- ・「令和4年度水道の基盤強化に向けた優良事例等調査（広域連携の推進に関する調査）」（令和5年3月厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001082150.pdf>